

利用規約

第1条 (目的)

SENSESS湘南(以下、「当施設」といいます)は心身の健康維持、健康増進、生活の質(QOL)の向上、パフォーマンスアップを目的とします。

健康状態の評価、目標達成までの方向性を明確にする為のカウンセリングや、ただ単にウエイトトレーニングをするだけでなく、ピラティス、徒手アプローチなど多角的な視点から幅広くご提供するパーソナルトレーニング、そして日々の食事や生活習慣の改善の為に栄養コンサルティングを1人1人に最適化し、これまでフィットネス施設、パーソナルジム等では実現できなかった包括的なサポートを実現します。

第2条 (会員制)

当施設は、会員制とします。

会員による当施設の利用範囲、条件および特典については別に定めます。

第3条 (会員の定義)

SENSESS湘南利用規約(以下「本規約」といいます)を承諾し、本規約第5条による入会手続き、当施設による審査が完了し、本規約第7条により会員資格を取得された方をSENSESS湘南会員(以下「会員」といいます)とします。

なお、体験トレーニング、単発チケットなどの一時利用者についても、会員として本規約に同意された上で利用するものとし、利用中は会員として扱われるものとします。

第4条 (入会資格)

1. 当施設の入会資格は以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。
 - (1)本規約に同意いただいた方。
 - (2)当施設の利用に耐え得る健康状態である方。
 - (3)医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
 - (4)公的な書類等により本人であることの確認がとれる方。
 - (5)反社会的勢力の関係者でない方。
 - (6)その他当施設が会員としてふさわしいと判断される方
2. 当施設は会員が上記項目の一つでも反する場合、会員との間の契約を解除、またはサービスの利用を停止することができます。

第5条 (入会手続き)

1. 当施設に入会しようとするときは、所定の入会手続きを行っていただきます。入会手続きに際して当施設に提出する書類等に正確な情報を記載し提出するものとします。なお、当施設が必要と認める場合には、入会申込者に対し、医師による診断書及び施設利用に関する誓約書の提出を求めることができるものとします。
2. 前項に定める入会手続きを行っていただいた場合であっても、当施設が別途実施する審査において入会が認められない場合があります。
3. 未成年の方(満13歳以上に限る)が入会しようとするときは、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で申込みいただけます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく義務および責任をご本人と連帯して負うものとします。

4. 前項の規定は、入会申込者が成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合に準用し、成年後見人の同意を必要とし、成年後見人が連帯して責任を負うものとします。

第6条 (アカウントの登録)

1. 当施設は入会資格を取得した会員に対して、個人専用のアカウントを付与します。会員は、付与されたアカウントに必要な事項(以下「アカウント内容」といいます)を正確に記載するとともに、ご自身でアカウントを厳重に管理してください。
2. 当施設は、1人の会員に対して1アカウントを付与します。会員はアカウントの共有、譲渡及び相続をすることができません。

第7条 (個人情報の保護)

当施設は保有する会員の個人情報を別途定めるプライバシーポリシーにしたがって管理します。

会員は本人が当施設に提供した個人情報が正確であることを保証します。当施設は当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第8条 (申込内容変更手続き等)

1. 会員は、入会時に届け出た申込内容、アカウント登録内容に変更があったときは、遅延なく変更手続きを行っていただきます。
2. 当施設より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより通知されず、これにより不利益を受けた場合があっても、当施設は責任を負いません。

第9条 (会員資格の取得)

第5条の入会手続き及び当施設による審査が完了して、入会手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第10条 (会員資格の相続・譲渡)

当施設の会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。相続、その他の包括継承の対象になりません。

第11条 (会費の支払い)

1. 初期費用および月会費について
 - (1)当施設の利用には別途定める月会費もしくはチケットを必要とします。
 - (2)月会費による当施設利用の場合、会員は別途定める期日及び方法により当施設に月会費を支払うものとします。
 - (3)月の途中で入会した場合にも日割り計算はおこなわず、会員には1か月分の月会費をお支払いいただきます。ただし、毎月16日以降に入会した場合は初月は月会費の半額をお支払いいただきます。
 - (4)支払われた月会費は、法令または本規約に基づく場合を除き、返還しません。
2. チケット制について
 - (1)当施設の一時利用には別途定めるチケットを必要とします。チケットによる当施設の利用の場合、利用に必要なチケットの種類、枚数を会員に販売します。
 - (2)チケット購入に利用できるクレジットカードは、会員本人名義に限ります。但し、会員が未成年者の場合は親権者が自己名義のクレジットカードより会員のためにチケット購入することを認めます。
 - (3)会員は、当施設の利用ごとにチケットを消費するものとします。
 - (4)一旦購入いただいたチケットは、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第12条(期待される効果)

トレーニングプログラムの参加は、その改善を示唆する根拠に基づいておりますが、結果には個人差があり、絶対的な効果を保証するものではありません。

第13条 (予約の変更・キャンセル)

1. ご購入頂いたチケット、各コースは会員都合による期間の延長、繰り越しは原則として受け付けておりませんが、怪我や病気により有効期限の延長、繰り越しをご希望される場合は、医師の診断書の提示を必要とします。
2. ご予約の変更はご予約の24時間前まで承りますが、同日に複数の予約を入れて後日キャンセルするなど仮押さえとみなされる行為は他のお客様の迷惑となりますのでお控えください。
3. ご予約のキャンセルは予約当日(利用開始時間)の24時間前まで承ります。それ以降のキャンセルに関しては1回分の消化となり原則チケットの返還はできかねますが、悪天候等により公共交通機関の運行が停止した場合はチケット消化無しでキャンセル可能です。
4. 新型コロナウイルスをはじめとした感染症の検査で陽性と判定された場合は施設のご利用をお控えいただきます。陽性と判定された時点で隔離期間中にご予約がある場合はご自身でキャンセル、変更の手続きをお願い致します。また、ご予約当日のキャンセルは通常の規定通りプランの利用回数、チケットが消化されます。なお、濃厚接触者と判定された場合も同様に隔離期間中の施設のご利用はお控えください。
5. ご予約時のスタッフ指名、無指名に関わらず担当スタッフは当施設の都合により予告なく変更する場合があります。

第14条 (施設内諸規則の遵守)

会員は当施設の利用にあたり、本規約を遵守し、当施設のスタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第15条 (禁止事項)

会員は、当施設内および近隣地域にて次の行為をしてはいけません。当施設は、会員が以下の各号に反する場合、規約を含む当施設と会員との間の契約一切を催告なく解除すること及び取引またはサービスの利用を停止することができます。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)に会社、施設スタッフを誹謗、中傷すること、ならびにSNS等への書き込みを含め他の方のプライバシー情報を流布する行為。
2. 他の方や施設スタッフの行動の妨害、恐怖を感じさせる行為、その他迷惑行為、危険行為、及び暴力行為。
3. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一才の行為。
4. 当施設の・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出す行為。
5. 刃物など危険物及び貴重品を館内へ持ち込む行為。
6. 他の会員や施設スタッフを待ち伏せたり、後をつけたり、みだりに話しかける行為。
7. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
8. 高額な金銭、その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
9. 当施設の秩序を乱す行為。
10. その他、当施設が会員としてふさわしくないと認める行為。

第16条 (損害賠償責任)

1. 会員は自己の責任において当施設を利用するものとし、以下の各号に該当する事由により会員が当施設を利用中に受けた損害に対して、当施設は一切損害賠償の責を負わないものとします。
 - (1) 前条に定める禁止行為をした場合
 - (2) 当施設の指定するもしくは指導以外の方法で当施設の器具等を利用した場合

- (3)会員間での口論等の係争やトラブル
- (4)その他当施設に故意または重大な過失がない場合
- 2. 当施設は、会員が当施設の利用に際して生じた傷害、発病、盗難、紛失については当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、会員が受けた損害に対して、当施設は一切損害賠償の責任を負わないものとします。
- 3. 会員が当施設を利用中に会員の責に帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えたときは、当該会員が当該損害に関する一切の責を負うものとします。会員が未成年の場合は親権者がその責を負うものとします。

第17条 (会員資格喪失、契約の解除)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 第4条2項の場合に当施設が契約を解除したとき。
- (2) 第15条に定める禁止事項をおこなった場合。
- (3) 第18条に定める退会手続きが完了したとき。
- (4) 本規約に違反したとき。
- (5) 会員本人が死亡したとき。
- (6) 当施設または会員に破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。
- (7) 当施設が閉鎖したとき。
- (8) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (9) その他、当施設が会員としてふさわしくないと判断したとき。

前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条 (退会、プランの変更)

- 1. 会員が退会、プランの変更をする場合は、希望する月の前月10日までに所定の手続きを会員本人がおこなうこととします。
- 2. 退会、プラン変更が前記期日までに手続き処理が完了しない場合には、退会、プラン変更は翌月となり申し出があった月までの月会費をお支払いいただきます。
- 3. 利用回数が減少するプランへの変更も同様に期日までに手続き処理が完了しない場合には申し出があった月まで旧契約プランの月会費をお支払いいただきます。
- 4. 有料チケットによる当施設の利用の場合はこの限りではありませんが、プラン契約者に付与される繰越チケットは退会后利用が不可となります。

第19条 (施設の休業日、一時的閉鎖・一時的休業)

- 1. 当施設は定期休業日を設定することができます。
- 2. 当施設は次の各号に該当するとき、一部または全部を閉鎖もしくは休業をすることができます。前もってわかる場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは当施設が定めた場合を除き、本規約の第11条に定める支払義務が軽減または免除されることはありません。
 - (1) 気象災害、その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと判断したとき。
 - (2) 施設の増改築、修繕または点検の実施によりやむを得ないとき。
 - (3) 定期休業による場合。
 - (4) 法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。
 - (5) その他、当施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

第20条 (利用の禁止・制限)

1. 次の各号に該当するときは、会員の施設利用を制限及び禁止します。
 - (1) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
 - (2) 過去に当施設より会員資格喪失の通告を受けていたことが判明した場合。なお、会員資格喪失の原因が改善された等の場合で、当施設が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
 - (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当施設が判断したとき。
 - (4) 伝染病、その他伝染または感染する恐れのある疾病に罹患しているとき。
 - (5) 医師から運動、マッサージ、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - (6) 妊娠していることが判明したとき。
 - (7) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員。
 - (8) 暴力団関係者であるとき。
 - (9) その他、正常な施設の利用ができないと当施設が判断したとき。
2. 会員が前項各号に該当することを知りながら当施設を利用して損害を被った場合、当施設はその損害の一切の責を負いません。また、会員が前項各号に該当することを知りながら当施設を利用して当施設及びその他の方に損害を与えた場合、会員はその一切の損害を賠償する責を負います。

第21条 (本規約等の改訂)

当施設は、事前の告知なく規約等を改定することができるものとし、改定した規約の効力は全会員に及ぶものとします。

2024年1月10日制定